

社労士試験サマリー

～社労士試験って、どんな感じのものなん～

1. 社会保険労務士の具体的な業務内容
2. 社会保険労務士試験の動向
3. 社会保険労務士試験の概要
 - ①. 受験資格
 - ②. 受験申込、本試験実施日、合格発表
 - ③. 出題の形式
 - ④. 出題例・出題科目及び出題数
 - ⑤. 合格基準
 - ⑥. 合格率



ワイワイ カレッジ

社労士受験オンライン講座



1. 社会保険労務士の具体的な業務内容

社会保険労務士の仕事

1) 労働・社会保険に関する事務業務

⇒ 労働社会保険諸法令に基づき行政機関などに提出する申請書などの作成と事務代理

⇒ 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること

ex) 健康保険の各種給付申請手続、年金の受給申請手続、失業給付の事務処理と手続 etc . . .

2) 労働・社会保険に関するコンサルタント業務

⇒ 労務管理などや社会保険に関する事項のコンサルタント

ex) 労務管理に関する指導、相談業務、企業研修、年金相談、講演 etc . . .

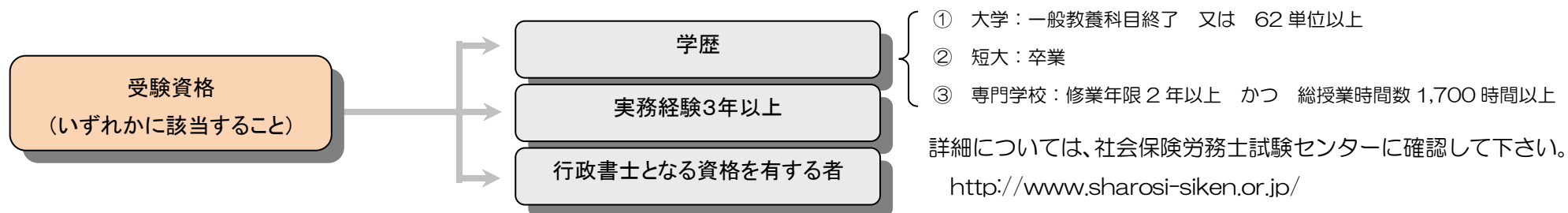
2. 社会保険労務士試験の動向

社会保険労務士の国家試験は、昭和 44 年から毎年 1 回実施されています。受験者の数は年々増加しており、平成 12 年に 4 万人、平成 15 年には 5 万人を超えました。しかし、平成 15 年以降は、受験者は減少傾向となり、平成 20 年より再び増加し、平成 22 年では、過去最高の申込数で 70,648 人(受験者数 55,445 人)となりました。「人気資格」としての地位は確実に高まっています。(令和 3 年度の受験申込数は、50,433 人(受験者数 37,306 人))

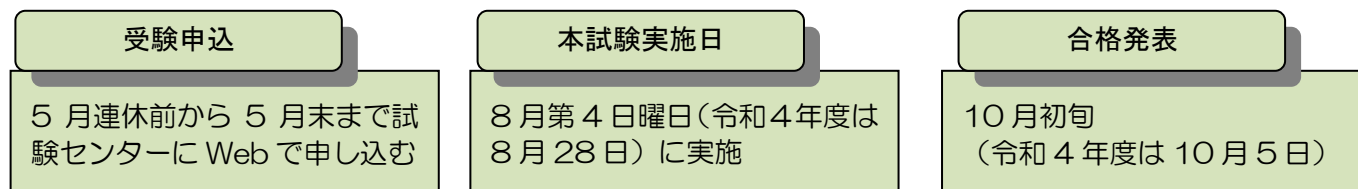
なお、社会保険労務士の登録者数は、令和 3 年 9 月現在で 44,063 人となっています。

3. 社会保険労務士試験の概要

①. 受験資格



②. 受験申込、本試験実施日、合格発表



③. 出題の形式

社会保険労務士試験は選択式試験と択一式試験の 2 つの出題形式で実施

- ・ **選択式試験** 10:30~11:50 (出題数 8 問 80 分)
- ・ **択一式試験** 13:20~16:50 (出題数 70 問 210 分)

① 選択式試験について

選択式試験とは、□の中に適切な語句を①~⑳の語群より選択し、完全な文章とする問題。1 問につき 5 つの空欄があり 1 問 5 点の配点で、合計 8 問出題 40 点満点で採点する。

② 択一式試験について

択一式試験とは、5 つの選択枝から適切なものを選択する問題で、解答はマークシートに記入する方法で実施。1 問につき 1 点の配点で、合計 70 問出題 70 点満点で採点する。

④. 出題例・出題科目及び出題数

(1) 選択式試験 国民年金法 <令和2年度 本試験より>

次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 国民年金法第4条では、「この法律による年金の額は、□A その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に
応ずるため、速やかに□B の措置が講ぜられなければならない。」と規定している。
- 2 国民年金法第37条の規定によると、遺族基礎年金は、被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、□C であ
るものが死亡したとき、その者の配偶者又は子に支給するとされている。ただし、死亡した者につき、死亡日の前日において、死
亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算
した期間が□D に満たないときは、この限りでないとしている。
- 3 国民年金法第94条の2第1項では、「厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、
基礎年金拠出金を負担する。」と規定しており、同条第2項では、「□E は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、
基礎年金拠出金を納付する。」と規定している。

【選択肢】

- | | | | |
|----------------|------|----------------|---------------|
| ①10年 | ②25年 | ③20歳以上60歳未満 | ④20歳以上65歳未満 |
| ⑤60歳以上65歳未満 | | ⑥65歳以上70歳未満 | ⑦改定 |
| ⑧国民生活の安定 | | ⑨国民生活の現況 | ⑩国民生活の状況 |
| ⑪国民の生活水準 | | ⑫所要 | ⑬実施機関たる共済組合等 |
| ⑭実施機関たる市町村 | | ⑮実施機関たる政府 | ⑯実施機関たる日本年金機構 |
| ⑰是正 | ⑱訂正 | ⑲当該被保険者期間の3分の1 | |
| ⑳当該被保険者期間の3分の2 | | | |

- 【解答】 A ⑪国民の生活水準 B ⑦改定 C ⑤60歳以上65歳未満
D ⑳当該被保険者期間の3分の2 E ⑬実施機関たる共済組合等

(2) 択一式試験 労働基準法 <令和2年度 本試験より>

労働基準法の総則（第1条～第12条）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法第3条に定める「国籍」を理由とする差別の禁止は、主として日本人労働者と日本国籍をもたない外国人労働者との取扱いに関するものであり、そこには無国籍者や二重国籍者も含まれる。
- B 労働基準法第5条に定める「精神又は身体の一部を不当に拘束する手段」の「不当」とは、本条の目的に照らし、かつ、個々の場合において、具体的にその諸条件をも考慮し、社会通念上是認し難い程度の手段をいい、必ずしも「不法」なものにのみに限られず、たとえ合法的であっても、「不当」なものとなることがある。
- C 労働基準法第6条に定める「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。」の「利益」とは、手数料、報償金、金銭以外の財物等いかなる名称たるかを問わず、また有形無形かも問わない。
- D 使用者が、選挙権の行使を労働時間外に実施すべき旨を就業規則に定めており、これに基づいて、労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否した場合には、労働基準法第7条違反に当たらない。
- E 食事の供与(労働者が使用者の定める施設に住み込み1日に2食以上支給を受けるような特殊の場合のものを除く。)は、食事の支給のための代金を徴収すると否とを問わず、①食事の供与のために賃金の減額を伴わないこと、②食事の供与が就業規則、労働協約等に定められ、明確な労働条件の内容となっている場合でないこと、③食事の供与による利益の客観的評価額が、社会通念上、僅少なものと認められるものであること、の3つの条件を満たす限り、原則として、これを賃金として取り扱わず、福利厚生として取り扱う。

【正解】 D : 選挙権（公民権）の行使を労働時間外に実施すべき旨定めたことにより、労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否することは違法である。

(3) 出題数

出題科目	選択式試験	択一式試験
労働基準法 労働安全衛生法	1問(5点) 労基法3点・安衛法2点	労基法7点・安衛法3点
労働者災害補償保険法 雇用保険法 労働保険徴収法	1問(5点) 1問(5点)	労災法7点・徴収法3点 雇用法7点・徴収法3点
労務管理・労働に関する一般常識	1問(5点)	労働関係5点
社会保険に関する一般常識	1問(5点)	社保関係5点
健康保険法	1問(5点)	健保法10点
厚生年金保険法	1問(5点)	厚年法10点
国民年金法	1問(5点)	国年法10点
合計	8問(40点満点)	70問(70点満点)

⑤. 合格基準

合格基準点は公には一切発表されていなかった。しかし、平成13年度の試験より、社会保険労務士試験センターから発表されている。

年度	選択式	択一式
平成29年度 〔試験センター発表〕	総得点で24点以上 かつ 各科目3点以上の正解 〔ただし、雇用、健保は2点以上〕	総得点で45点以上 かつ 各科目4点以上の正解 〔ただし、厚年は3点以上〕
平成30年度 〔試験センター発表〕	総得点で23点以上 かつ 各科目3点以上の正解 〔ただし、社一、国年は2点以上〕	総得点で45点以上 かつ 各科目4点以上の正解
令和1年度 〔試験センター発表〕	総得点で26点以上 かつ 各科目3点以上の正解 〔ただし、社一は2点以上〕	総得点で43点以上 かつ 各科目4点以上の正解
令和2年度 〔試験センター発表〕	総得点で25点以上 かつ 各科目3点以上の正解 〔ただし、労一、社一、健保は2点以上〕	総得点で44点以上 かつ 各科目4点以上の正解
令和3年度 〔試験センター発表〕	総得点で24点以上 かつ 各科目3点以上の正解 〔ただし、労一は1点以上、国年は2点以上〕	総得点で45点以上 かつ 各科目4点以上の正解

⑥. 合格率

年度	受験者数	合格者数	合格率
平成4年度	15,984名	1,567名	9.8%
平成5年度	19,088名	1,867名	9.8%
平成6年度	22,693名	1,532名	6.8%
平成7年度	24,430名	1,754名	7.2%
平成8年度	26,513名	1,941名	7.3%
平成9年度	28,124名	1,991名	7.1%
平成10年度	30,816名	2,327名	7.6%
平成11年度	35,894名	2,827名	7.9%
平成12年度	40,703名	3,483名	8.6%
平成13年度	43,301名	3,774名	8.7%
平成14年度	46,713名	4,337名	9.3%
平成15年度	51,689名	4,770名	9.2%
平成16年度	51,493名	4,850名	9.4%
平成17年度	48,120名	4,286名	8.9%
平成18年度	46,016名	3,925名	8.5%
平成19年度	45,221名	4,801名	10.6%

年度	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	47,568名	3,574名	7.5%
平成21年度	52,983名	4,019名	7.6%
平成22年度	55,445名	4,790名	8.6%
平成23年度	53,392名	3,855名	7.2%
平成24年度	51,960名	3,650名	7.0%
平成25年度	49,292名	2,666名	5.4%
平成26年度	44,546名	4,156名	9.3%
平成27年度	40,712名	1,051名	2.6%
平成28年度	39,972名	1,770名	4.4%
平成29年度	38,685名	2,613名	6.8%
平成30年度	38,427名	2,413名	6.3%
令和元年度	38,428名	2,525名	6.6%
令和2年度	34,845名	2,237名	6.4%
令和3年度	37,306名	2,937名	7.9%